

(令和6年度)

個人番号利用事務用一括導入パソコン等管理システム (AD/MECM) 貸貸借に係る入札説明書

(内 訳)

入札説明書

別紙1 要求仕様書

別紙2 契約書(案)

別紙3 入札参加資格登録申請書等

別紙4 入札保証金説明書

別紙5 入札書及び委任状

留意事項

- ① 質問事項がある場合は、正式な文書(代表者名、同捺印)にて令和6年5月13日(月)午後5時までに沖縄県企画部情報基盤整備課行政ネットワーク整備班あて提出して下さい。
- ② 質問事項への回答については、令和6年5月15日(水)午後5時までに情報基盤整備課のホームページに掲載します。質問がない場合は掲載しません。
掲示期間は、令和6年5月20日(月)午後5時までとします。

<問い合わせ先>

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県企画部情報基盤整備課

行政ネットワーク整備班

電話番号 098-866-2036

- 1 入札に付する事項 個別番号利用事務用一括導入パソコン等管理システム(AD/MECM)賃貸借
 - (1) 契約方法
一般競争入札とする。
 - (2) 賃貸借期間
令和6年7月1日から令和11年6月30日まで
 - (3) 賃貸借物品等の名称、数量、特質、環境設定業務等について
別紙1「要求仕様書」による。
 - (4) 納入場所
別紙1「要求仕様書」による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格（共同で入札に参加する場合も含む）
令和6年5月9日付け一括導入パソコン等管理システム(AD/MECM)賃貸借の一般競争入札の公告による一般競争入札参加資格を有すると認められた者とする。
- 3 入札参加資格登録申請等に必要な書類
別紙3「入札参加資格登録申請書等」による。
- 4 入札保証金に関する事項
別紙4「入札保証金説明書」による。
- 5 入札金額及び落札金額について
 - (1) 入札金額について
入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 落札金額について
入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。
- 6 入札書の提出方法
入札書は、郵送による場合を除き、8の日時及び場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
郵送による入札を希望する場合は、簡易書留郵便により、令和6年5月27日（月）午前11時までに沖縄県庁舎14階企画部情報基盤整備課に提出すること。
- 7 入札書及び委任状の様式について
別紙5「入札書及び委任状」のとおり。
- 8 入札執行の日時及び場所
令和6年5月27日（月）午後1時30分 沖縄県庁舎14階情報基盤整備課防災無線統制室
- 9 入札の無効 次の入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札

- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

10 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者がいない場合は直ちに再度入札を行う。
なお、入札回数は3回（1度目の入札を含む）までとする。
- (4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

11 入札執行人及び立会人

沖縄県企画部情報基盤整備課職員

12 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

名称 沖縄県企画部情報基盤整備課行政ネットワーク整備班

所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号 098-866-2036

14 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

15 契約保証金 契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合